

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十一月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月二十五日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>志木停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町五丁目一九九三番一地先から同市本町六丁目二四〇三番二地先まで  (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年十一月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長三二二・八八メートル</p>	<p>備考</p>